保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和五年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

⑸　⑴から⑷までに掲げる数及び都道府県の項第七号35から43までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和五年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［３・４　略］

５　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいてこども家庭庁に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和五年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和五年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和五年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

［６～21　略］

［削る］

［削る］

［削る］

育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和四年四月一日現在）」の「設置主体　公立」の「利用児童数　合計」の数

⑸　⑴から⑷までに掲げる数及び都道府県の項第七号47から55までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る令和四年四月一日時点の「０歳」、「１・２歳」、「３歳」及び「４歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［３・４　同上］

５　公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査に基づいて内閣府に報告された「調査票１　認定こども園の機能部分に係る状況について」の「幼稚園型認定こども園（令和四年四月一日現在）」及び「地方裁量型認定こども園（令和四年四月一日現在）」の「認定区分　２・３号」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数並びに「調査票２　保育所の状況（１号認定）について」の「保育所（令和四年四月一日現在）」の「設置主体　公立」及び「設置主体　私立」の「利用児童数　合計のうち障害児数」の数の合計数とする。

［６～21　同上］

22　児童数（３歳未満）（六月以降対象外被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙２－１表中区分「被用者」の「３歳未満」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

23　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙２－１表中区分「被用者」の「３歳以上小学校修了前うち第一子、第二子」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

24　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙２－１表中区分「被用者」の「３歳以上小学校修了前うち第三子以降」の